

## 第7期 雲南市農業委員会第23回総会議事録

1. 日 時 令和4年5月24日（火） 13:30～14:46

2. 場 所 市役所3階・301号室

3. 出席委員（17名）

1番 三島 輝昭	2番 板持 斉	3番 三原 治雄	6番 高橋美佐子
7番 小山 益男	8番 神田 邦昭	9番 高橋 一裕	10番 新田 清
11番 川角 茂	12番 林 明夫	13番 奥田 武	14番 渡部 晴夫
15番 小田川 清	16番 吾郷 正司	17番 佐藤 博子	18番 嘉本 輝雄
19番 加藤 一郎			

4. 欠席委員（2名）

4番 堀江 広孝 5番 柳原 昌広

5. 事務局又は説明者

統括監 熱田 勇二 局長 田部 公利 主査 白築 香 主幹 小林 弘典  
主事 新田 悠葉

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第157号 雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について
- ・議第158号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第159号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第160号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第161号 農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について
- ・議第162号 農地法第5条の規定による許可指令書の取り消しについて
- ・議第163号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第164号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>それでは、時間が参りましたので、委員の皆様、ご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長には総会の議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は、17名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第23回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1. 議事録署名委員の指名を行ないます。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、9番高橋一裕委員、10番新田清委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2. 諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長専決処分の報告について</li> <li>・農地法第4条第1項第9号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について</li> <li>・田畑転換届の受理について</li> <li>・公共事業の施工に伴う廃土処理に係る届出書の受理について</li> <li>・認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置届出書の受理について</li> <li>・農地法第3条の3の規定による届出書の受理について</li> <li>・会議等の報告事項</li> <li>・会議等の予定</li> </ul>
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上で発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、氏名を称せず議席番号のみを告げられてから発言をお願いいたします。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3. 議案の上程を行ないます。 それでは最初に、議第157号雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書9ページをご覧ください。議第157号雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出についてでございます。また、本日お配りしております別紙1の第7期雲南市農業委員会組織体制、外郭団体现委員等名簿も合わせてご覧ください。現在、雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員には、4町からお出かけいただいております。任期は、今年の6月13日までとなっております。今後の任期は、令和4年6月14日から令和5年6月13日までの1年間とされております。現在の委員は、大東町は三島輝昭委員、加茂町は高橋一裕委員、木次町は渡部晴夫委員、三刀屋町は佐藤博子委員です。以上、ご審議よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ここで、先般の運営委員会でご協議をいただきましたので、運営委員会副委員長よりご</p>

発信者	議 事 録 要 旨
7 番	<p>報告をお願いします。</p> <p>7 番です。先般の運営委員会で協議いたしました。運営委員会委員長が欠席でございましたので私が代わって報告いたします。議第157号は、人事案件でございます。先日、運営委員会で協議をいたしまして、これまでも任期期間中は特別の理由がない限りは、引き続きお願いする形を取っているところでございます。先程、事務局から現在の委員さんの名前が読み上げられましたが、皆様には引き続きお務めいただければと思いますので、以上報告といたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局並びに副委員長から説明と提案がありましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>これは人事案件でございますので討論を省略いたします。 お諮りいたします。議第157号雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出については、現在の委員の大東町は三島輝昭委員、加茂町は高橋一裕委員、木次町は渡部晴夫委員、三刀屋町は佐藤博子委員を留任として選出したいと考えます。提案のとおり留任とし選出することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第157号雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出については提案のとおり留任とし、選出することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第158号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書10ページ、議第158号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを説明します。11ページをご覧ください。図面については別添1ページから掲載しています。</p> <p>今回より非農地通知に係る事務処理が変わり、農業委員会の承認後、地方税法第381条第7項の規定により法務局に対する登記地目の変更の申出をすみやかに行われるよう要請を雲南市へ行います。その後、雲南市は受付処理後、法務局へ登記地目の変更の申し出を行います。これにより、所有者が手続きを行わなくても地目の変更が可能となります。これは非農地通知に於いての対応ですので、非農地証明についてはこの対象となっていませんのでご承知おきください。それでは、資料の説明に入ります。</p> <p>番号1から3番、〇〇町〇〇地区で地目は田1筆、畑2筆の合計3筆、関係者は1名で合計面積は4,133㎡です。令和4年4月25日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号4番、〇〇町〇〇地区で地目は田1筆、関係者は1名で面積は389㎡です。令和4年5月2日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号5から8番、〇〇町〇〇地区で地目は田2筆、畑2筆の合計4筆、関係者は1名で合計面積は3,813㎡です。令和4年4月25日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号9と10番、〇〇町〇〇地区で地目は畑2筆、関係者は1名で合計面積は</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>1, 983㎡です。令和4年4月25日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号11と12番、〇〇町〇〇地区で地目は田1筆、原野1筆の合計2筆、関係者は1名で合計面積は1,429㎡です。令和4年4月25日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号13から17番、〇〇町〇〇地区で地目は畑5筆、関係者は1名で合計面積は1,362㎡です。令和4年4月27日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号18から27番、〇〇町〇〇地区で地目は田7筆、畑3筆の合計10筆、関係者は2名で合計面積は7,155㎡です。令和4年4月27日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号28から30番、〇〇町〇〇地区で地目は田2筆、畑1筆の合計3筆、関係者は1名で合計面積は308㎡です。令和4年4月27日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号31と32番、〇〇町〇〇地区で地目は田1筆、畑1筆の合計2筆、関係者は1名で合計面積は2,549㎡です。令和4年4月26日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号1から32番の各筆数は田15筆、畑16筆、その他1筆の合計32筆、面積は田12,832㎡、畑9,896㎡、その他393㎡の合計23,121㎡です。非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。以上、報告いたします。ご審議についてよろしくをお願いします。</p> <p>議 長           ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>                  (補足説明なし)</p> <p>議 長           それでは、議第158号についての説明を終わります。次に、質疑はございますか。</p> <p>9 番           はい。</p> <p>議 長           はい。どうぞ。</p> <p>9 番           9番です。番号1番から3番の土地所有者、28番から30番の土地所有者が議案の一覧表と図面資料とで記載が異なっている原因はなぜでしょうか。その辺を教えてください。</p> <p>事務局          大変失礼しました。先ほどご指摘いただいたとおり、1番から3番までの土地所有者は議案書が正しい表記でございます。また、28番から30番までも同様でございます。誠に申し訳ありませんが図面資料の修正をお願いさせていただきます。</p> <p>議 長           わかりましたか。</p> <p>9 番           はい。</p> <p>議 長           他に質疑はありませんか。</p> <p>                  (無しの声あり)</p> <p>議 長           無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございますか。</p> <p>                  (無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第158号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第158号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第159号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書14ページ、議第159号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。今月は5件の申請が出ております。議案書15ページをご覧ください。図面資料は14ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の2筆です。地目、筆ごとの面積は議案書の通りで、申請面積は32.17㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。この案件は、3月の第21回総会で許可された5条の案件に関連するもので、譲渡の申請事由は譲受人が譲り渡した農地の代替地として譲り渡す。譲受の申請事由は転用のため譲り渡した農地の代替地として譲り受け、農業経営を行うということです。図面資料16ページをご覧ください。第21回総会の5条申請では、特定建築条件付売買予定地を整備されるということで、今回の譲受人、譲渡人ともに農地を譲り渡されました。その際に、筆の形を調整するために分筆をされており、余った土地が今回の申請地です。譲受人は申請地に隣接する農地で耕作を行っておられるため、5条で譲り渡した農地の代替地として申請地を譲り受け、自身の農地の一部として耕作を行われるとのことです。確認委員は議案書の通りです。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで申請面積は260㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は遠方に居住しており耕作が困難である。譲受の申請事由は申請地を譲り受け、農業経営を行うということです。譲渡人が県外に移り住まれることになり管理ができなくなったため、近所に住んでおられる譲受人が譲り受け、隣接する自身の農地と共に耕作をされるとのことです。確認委員は議案書の通りです。</p> <p>申請番号3番については次のページに渡って掲載しています。〇〇町〇〇の6筆で地目、筆ごとの面積は議案書の通りで、申請面積は3,901㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は転居したため管理ができなくなった。譲受の申請事由は申請地を譲り受け、農業経営を拡大するというものです。譲受人は昨年移住して来られた方で、空き家に付随する農地を取得されています。現在は野菜作りを中心に行っておられ、今回申請地を取得され農業経営を拡大されるとのことです。土地代、確認委員は議案書の通りです。</p> <p>申請番号4番は空き家付き農地の案件となっております。〇〇町〇〇の2筆、地目、筆ごとの面積は議案書の通りで、申請面積は894㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は空き家付き農地制度により、空き家と共に譲り渡す。譲受の申請事由は空き家付き農地制度により申請地を譲り受け、農業経営を行うということです。空き家となっていた譲渡人の実家の方の建物をそれに付随する農</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>地と共に空き家バンクに登録されたところ、譲受人が購入し移住されることになったようです。機械等は持っておられないそうですが、家族で協力し家庭菜園程度の規模で野菜作りを少しずつおこなうとのこと。土地代、確認委員は議案書の通りです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇の3筆です。地目、筆ごとの面積は議案書の通りで、申請面積は2,667㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は遠方に居住しており、耕作が困難である。譲受の申請事由は申請地を譲り受け農業経営を拡大するということです。譲渡人は遠方に住んでおられるため、以前から所有地や空き家の整理を行っておられました。処理できないで残っていた農地を今回譲受人がもらえることになったそうです。確認委員は議案書の通りです。以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるものと見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。
17番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
17番	<p>17番です。申請番号4番については空き家付き農地制度によって農地を取得されますので聞き取りを行いました。申請人の農地取得の動機は自家栽培で安全な野菜を食べたいということです。最初は、季節の野菜などのハーブ等を作っていく考えで、作付けしない土地については保全管理で対応し、農機具は使ったことが無いので近隣に聞いたりしながら徐々に覚えたいそうです。不安に思うことは、こちらへ来られた時に猪の跡があったということで、猪被害を心配されています。地域活動へは出来る範囲内で参加し、交流も徐々に図っていくということでした。農業については、その土地にどのような品種があっているのか、栽培できるのかが知りたいそうで、将来的には栽培するものを少しずつ増やしていく予定とのこと。農業委員会へは、これまで移住された方の交流会などがあれば参加したいということでした。こちらへ移って、野菜作りをすることをとても楽しみにしているとお聞きしましたので、ご審議の程をよろしくお願ひ致します。</p>
議 長	他に補足説明はありませんか。
14番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
14番	<p>14番です。申請番号3番について説明します。譲受人は定住対策で移住された方です。譲渡人から農地の有償購入をし、経営拡大をされます。以上でございます。</p>
議 長	他に補足説明はありませんか。 (無しの声あり)
議 長	<p>無いようですので、議第159号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>討論を終わります。お諮りいたします。議第159号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第159号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第160号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書17ページ、議第160号農地法第4条の規定による許可申請について、提出のあった案件について説明をいたします。18ページをご覧ください。図面は、29ページから掲載していますので一緒にご覧ください。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の2筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は15.99㎡です。申請人は議案書のとおりで転用目的は墓地で墓碑一式です。転用理由は現在の墓地は遠方の山中にあり、維持管理が困難であるため申請地に移設したいとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第6項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合の代替性なしに該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は9.9㎡です。申請人は議案書のとおりで転用目的は墓地で墓石を整備されます。転用理由は現在の墓地は遠方で急な参道の先にあり維持管理が難しいため、管理のしやすい自宅近くに移転したいとのことです。始末書が提出されており1周忌の法要に向けて除外申請完了後、転用許可を待たずに準備を進めてしまったとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、過去に土地改良事業等の公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。許可条項は規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される場合の集落接続に該当すると考えます。本件は1種農地であるため島根県常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた後に会長専決により許可となります。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は合計9.9㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的は墓地で墓石を整備されます。転用理由は現在の墓地は遠方で山中にあり、維持管理が難しいため、管理のしやすい自宅近くに移転したいとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。以上報告いたします。ご審議についてよろしく願います。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
2 番	<p>はい</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
2 番	<p>2 番です。申請番号 2 番について聞き取り並びに顛末書が出されておりますので説明をいたします。転用内容は墓地となっています。申請人は家族の一周忌の法要を機に墓地を移転するため手続きをされていたのですが、農振除外完了の時点で工事の発注をしてしまった。一周忌に間に合わせたいとの一念で工事を先に発注してしまったということで、顛末書が出ていますので読み上げます。申請地について、昨年家族が逝去し、現在の墓地を家の近くへ移転する話が家族内で持ち上がりました。すぐに総合センターへ行き、現場を見てもらい手続きに必要な書類を入手しました。また、相続登記やその他の申請を依頼し、同時に周囲の同意書ももらいました。3 月に農振除外が完了したとの通知が来て、業者へ一周忌の法要までに移転が完了するよう発注しました。その後、依頼していた行政書士から土地の分筆、農地転用、墓地経営許可の申請に印鑑が要るので持参してほしいとの連絡があり、その時に、手続きが進行中であることを知りました。しかし、契約の変更は難しいとの判断と一周忌の法要までに移転してあげたいとの家族の気持ちから、そのまま工事を続けていただきました。理由はともあれ無断で転用したこと、農地法を守らなかったことは、誠に申し訳なく深く反省しております。今後は、農地法を遵守することをお誓いいたしますという顛末書が出されておりますので、審議の程よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はありませんか。 (補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第 1 6 0 号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第 1 6 0 号農地法第 4 条の規定による許可申請については、はじめに本案件のうち申請番号 1 番と 3 番の案件を申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第 1 6 0 号農地法第 4 条の規定による許可申請について申請番号 1 番と 3 番の案件は申請のとおり許可することに決定をいたしました。 次に、本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号 2 番の案件は、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第 1 6 0 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、申請番号 2 番の案件は、申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可の決定をいたします。</p>
議 長	<p>次に、議第 1 6 1 号農地法第 5 条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 1 9 ページ、議第 1 6 1 号農地法第 5 条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請についてを説明します。議案書 2 0 ページをご覧ください。図面資料は 4 6 ページ</p>



発信者	議 事 録 要 旨
	<p>からです。</p> <p>申請地は〇〇町〇〇の1筆です。この土地は、議案書記載の転用事業者が植林を行うという目的で平成18年6月13日に5条の転用許可が出されています。許可後、当時の所有者から転用事業者へ所有権が移転されましたが、いざ植林してみると湿地であったため樹木が育たず途中で断念してしまったとのことです。5月6日に事務局で現地確認を行ったところ、申請地は段になっており、高所部には広葉樹や果樹などが生えていましたが、低所部は高所部から水が流れ出ており、状態が悪く植林は難しい状況であると確認しました。一方で、転用事業者が取締役を務める会社が、利用していた資材置場が利用できなくなったこと、営業規模拡大により資材置場が不足していることから新たな資材置場を探していたため、今回の事業計画の変更申請にいたったということです。変更後の計画の詳細は、議第163号農地法第5条の規定による許可申請についての申請番号2番で説明いたします。以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第161号についての説明を終わります。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第161号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第161号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請については、申請のとおり承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第162号農地法第5条の規定による許可指令書の取り消しについてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書21ページ、議第162号農地法第5条の規定による許可指令書の取り消しについてを説明します。議案書22ページをご覧ください。図面資料は39ページからです。</p> <p>申請地は〇〇町〇〇の1筆です。この土地は、板金塗装工場建築のため平成16年9月15日に5条の転用許可が出されています。当時の権利種別は使用貸借です。許可後、工場を建築しようとしたところ、建築基準法の基準を満たさないことがわかり、建築を断念されたとのことです。現在は一部を中古車、廃車置場として利用し、余った場所を地元の建設会社へ現場事務所として貸し出しているとのことで、今回現状にあった形にするため改めて5条申請を出されています。新たな申請については議第163号農地法第5条の規定による許可申請についての申請番号4番と5番で説明いたします。以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>無いようですので、議第162号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第162号農地法第5条の規定による許可指令書の取り消しについては、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第162号農地法第5条の規定による許可指令書の取り消しについては、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第163号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書23ページ、議第163号農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。今月は6件の申請が出ております。議案書24ページをご覧ください。図面については41ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は845㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は一般個人住宅及び貸し駐車場で居宅1棟100㎡を建築されます。転用理由は家族が増え現在の居宅が手狭になったため住宅を建設したい。また、譲受人が代表を務める会社の駐車場が狭いため貸駐車場も整備したいとのことです。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能です。</p> <p>申請番号2番、こちらは議第161号で承認をいただいた事業計画の変更後の申請です。〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は2,019㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りで、転用目的は資材置場です。転用理由は公共民間共に工事受注が増え資材置場が不足しているため、申請地を譲り受け使用したいとのことです。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合に該当し、代替性なしであると考えます。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は153㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は個人住宅で居宅、納屋1棟61.89㎡を整備されます。転用理由は居宅及び納屋を建築したいとのことです。始末書が提出されており、農地法の認識不足により昭和43年頃に離れの建物と納屋を建築し利用してしまっただけのことです。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分および許可条項は申請番号2番と同じです。</p> <p>申請番号4番、こちらは議第162号で許可をいただいた5条の許可指令書の取り消し</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>に関連する案件です。許可取消後、現況にあわせ改めて申請をされたものです。〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は1,509㎡のうち788㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は賃貸借で、貸付人、借受人は議案書の通りです。転用目的は現場事務所及び駐車場で現場事務3棟54㎡を整備されます。転用理由は〇〇川近隣の現場の事務所と車両駐車場として申請地を借り受け利用したいとのことです。顛末書が提出されており、もともとの転用目的が達成できず事業内容変更の申請をしないまま平成27年頃より現場事務所や駐車場として貸し出してしまったということです。農用区域外で賃借料、確認委員は議案書の通りです。農地区分は、過去に土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから第1種農地と判断いたしました。転用の許可条項は、規則第33条第4号に規定する、住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当する場合の集落接続と考えます。</p> <p>申請番号5番、こちらも議第162号に関連する案件です。〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は1,509㎡のうち721㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は賃貸借で、貸付人、借受人は議案書の通りです。転用目的は中古車、廃車置場で物置1棟30㎡を建築されます。転用理由は自動車販売、修理、板金業を営んでいるが敷地が狭いため、申請地を借り受け中古車、廃車置場として利用したいとのことです。顛末書が提出されており、当初の転用目的が達成できず、事業内容変更の申請をしないまま造成後、中古車、廃車置場として貸し出してしまったとのことです。農用区域外で、賃借料、確認委員は議案書の通りです。農地区分および許可条項は申請番号4番と同じです。なお、申請番号4番、5番は、第1種農地であることから島根県農業会議設置の常設審議委員会諮問案件となります。本日、許可相当と決定いただいた場合は常設審議委員会での許可妥当の決定後に会長専決により許可となります。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は900㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は賃貸借で、貸付人、借受人は議案書の通り、転用目的は資材置場です。転用理由は令和3年の豪雨災害関連工事の資材置場として申請地を借り受け使用したいとのことです。農用区域内で賃借料、確認委員は議案書の通りです。農地区分は申請番号2番と同じで、許可条項は農地法施行令第11条第1項に定める一時的な利用に供するためのものであり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれのないものに該当する一時利用と判断しました。以上報告します。ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>議長 　ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>15番 　はい。</p> <p>議長 　はい。どうぞ。</p> <p>15番 　15番です。申請番号2番と3番の案件について続けて説明いたします。まず2番ですが、1,000㎡を超える案件ですので個別に聞き取り調査を行いました。譲受人の会社は〇〇町の町の中にありますが、公共事業の施工のために会社所有の資材置場を提供されました。このため資材置場が不足し、候補地を探していたところ会社の経営者所有の土地があり、この土地が今回の申請地となりますが、造成をおこない資材置場として使用したいということです。申請地は、道沿いにあり道路幅も広く、車両が往来するのに安全性が</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>高い土地です。隣接地については、以前は畑などありましたが現在は耕作放棄となっています。造成の際には、土砂流出防止のために砂利を敷き、道路に沿った水路があるのでそこへ排水するとのことですので、審議の程をよろしくお願いします。</p> <p>続いて、3番の案件ですが、これは始末書案件です。譲渡人は30年前に両親が亡くなられ、28年前に家族と共に〇〇へ移住されました。資料の地図にありますが隣の同じ苗字の方が本家で、土地と建物は本家の方が管理をされていたため、家の傷みも少なく、草刈り管理もされており、きれいな状態で残っております。今回、空き家関係の業者の紹介で土地と建物を購入希望者に売買することになりましたが、申請人は〇〇在住であり、両親も無くなっておられるため農地に倉庫が建っていることがこの機会にわかったそうです。このため、これらの処理を今後していくことになりました。始末書が出されておりますので読み上げます。私が所有している農業用の倉庫が農地にかかっていること、倉庫を建築したこと、今日まで農地法の農地転用許可申請手続きをせずに経過したことを誠に申し訳なく存じます。母屋が建っている番地は宅地となっておりますが、建物は未登記のままでした。この度、売却するにあたり初めてこのような事を知りました。相続により所有者となったのですが、固定資産税の課税明細によると昭和43年頃に建築したものだと思えます。約50年前に納屋を建築した際、農地法の知識が足りず無断で倉庫を建築していたことが、現在に至っている現状だと思えます。今後は、法令を遵守し、このような不始末が無いように十分注意をいたしますので、何卒寛大なご処置を賜りますよう始末書をもってお願い申し上げます。以上でございますので、審議をよろしく願いいたします。</p>
議 長	他に補足説明はありませんか。
17番	はい
議 長	はい。どうぞ。
17番	<p>17番です。申請番号4番と5番について、関連がありますので一緒に説明いたします。図面資料の54と55ページをご覧ください。2つの案件は1つの地番となっております。最初の計画では、申請人がこの場所へ家族経営をしている板金塗装工場を建築しようとしていましたが、建築基準法の許可が出ないということで建築できなかったという経過があります。この際、造成は既に済んでおり、申請人も農地でないという認識であったということで、手前側を地元の建設業へ貸し出し、奥側は会社の中古車置場として利用されています。このため、今回、是正を行うために転用申請をされました。こちらについては、顛末書が出されておりますので読み上げます。本申請地は平成16年9月15日付けで板金工場建設を目的とした農地法第5条の許可を受け、計画者が許可後に造成工事を完了して建築へ向けて準備をしておりましたが、建築基準法の規制で当該地への建築が出来ませんでした。その後、他町で候補地が見つかり、平成16年末に板金工場をその候補地へ建築しました。今回の申請地は、工場の建築はしませんでした。造成後に廃車置き場として利用し、一部を平成27年から地元の建設業者へ現場事務所及び車両駐車場として貸し出してまいりました。本来の目的通りの実行ができず変更の手続きを怠っておりました。今後は、農地法他関係法令を遵守し、不祥事のないよう万全の管理で臨むことを固くお誓いいたしますので、よろしくお取り計らい賜りますようお願い申し上げますというところでございます。ご審議よろしく願いいたします。</p>
議 長	他に補足説明はありますか。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(補足説明なし)</p> <p>無いようですので、議第163号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第163号 農地法第5条の規定による許可申請については、はじめに、本案件のうち申請番号4番と5番を除く案件を申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第163号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号4番と5番を除く案件は申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p> <p>次に、本案件のうち島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号4番と5番の案件は、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第163号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号4番と5番の案件は申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可の決定をいたします。</p>
議 長	<p>次に、議第164号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書26ページ、議第164号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてをご説明いたします。議案書27ページをご覧ください。今回は設定件数12件で、内訳は〇〇町5件、〇〇町6件、〇〇町1件で、そのうち〇〇町2件、〇〇町6件はしまね農業振興公社が介在する一括方式による転貸となります。借り受け戸数は8戸となっております。この全ての計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることの要件を満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしくお願います。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。また、議事参与の制限に該当する〇〇町の案件がございますので、協議の際にはご配慮願いたいと思います。あの時計で14時40分まで、暫時休憩としますので、ご協議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">..... (休憩) .....</p>
議 長	<p>会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。初めに、議事参与の制限に該当する申請番号5番を除く案件について、〇〇町よりお願いします。</p>
7 番	<p>はい、7番です。それでは〇〇町分の1番から3番までです。新規の2件の内、1件は</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	農業法人が受けられます。もう1件は、設定を受ける方が他でも耕作されている方であり問題ないと判断しました。再設定の件についても問題はないと判断いたしましたのでよろしくをお願いします。
議 長	はい、ありがとうございます。次に、〇〇町をお願いします。
9 番	はい、9番です。30ページの6番から10番まででございますが、全て新規ですけども設定を受けるものが農業法人ですのでいずれも問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願いたします。
議 長	はい、ありがとうございます。次に、〇〇町をお願いします。
11 番	はい、11番です。4番の件については、再設定であり問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願いたします。
議 長	はい、ありがとうございます。
	ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。 (無しの声 あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声 あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第164号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する申請番号5番を除く案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 (異議なし の声)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第164号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する申請番号5番を除く案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定をいたしました。 次に、議事参与の制限に該当する案件について審議いたします。〇〇町分の申請番号5番の案件です。雲南市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により、1番委員には、ご退席願います。 (1番委員 退席)
議 長	それでは、申請番号5番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より、発表していただきます。
7 番	はい、7番です。一括方式の5番の案件につきましては、新規でありますけども耕作される方が農業法人ですので問題ないと判断いたしました。よろしくお願いたします。
議 長	ただ今、協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。 (無しの声 あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声 あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第164号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号5番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 (無しの声 あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第164号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 事務局	<p>用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する申請番号5番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することに決定をいたしました。</p> <p>1番委員にはご着席願います。</p> <p>(1番委員 着席)</p> <p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p> <p>ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。 (14:46終了)</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_